

第4章

施策の展開

第1節 基本方針Ⅰ 地域の支え合いの推進

1 施策の方向性

今後ますます高齢化が進行する中で、地域とのつながりが弱く、孤立する高齢者の増加が懸念されます。住み慣れた地域で、高齢期の生活をその人らしく豊かに安心して営むことができるように、地域住民をはじめ、民生児童委員や町会等の地域の多様な支援者・団体と連携を図りながら、共に支え合う地域づくりに取り組みます。また、支援が必要な人が早期に支援につながるよう、地域包括支援センターを中心とした相談体制の充実に取り組みます。

さらに、高齢者の多くは医療を必要としていることから、医療と介護の連携を推進し、切れ目のない在宅医療・介護の提供体制の構築を進めるとともに、認知症の高齢者等やその家族が孤立せず、地域の支え合いの中で生活することができるよう、認知症に対する正しい知識と理解の普及啓発や支援体制の強化に取り組みます。

2 基本施策1 共に支え合う地域づくりの推進

施策の目標 ・多様な人々の支え合いによる地域社会の実現を目指します。
・支援を必要とする人へ早期に介入し適切な支援を行います。

個別施策

- (1) 地域包括支援センターの機能強化
- (2) 地域包括支援センターにおける効果的な事業の実施
- (3) 地域ケア会議の推進
- (4) 高齢者の日常生活支援体制の充実・強化
- (5) 高齢者の虐待防止の推進
- (6) 地域における見守り活動の推進
- (7) 介護に取り組む家族等への支援の充実
- (8) 高齢者在宅福祉サービスの充実
- (9) 福祉コミュニティエリアの整備

〔 成果指標 〕

指標		現状値(年度)	目標値
指標1	家族親族以外に関わりがあまりない人の割合	7.5% (H28)	H31<H28
指標2	地域ケア会議への参加者数	1,454人 (H28)	H32>H28
指標3	地域包括支援センターの相談・対応件数	17,876件(延) (H28)	H32>H28
指標4	養護者による高齢者虐待件数	27件 (H28)	H32<H28

< 主な取組 >

基本施策 1	個別施策(1) 地域包括支援センターの機能強化	
	①	適切に事業を実施するための体制整備
	②	地域包括支援センターへの活動支援
	③	地域包括支援センターの適切、公正かつ中立な運営の確保

地域包括支援センターは地域の最前線に立ち、地域包括ケアシステムにおける中核的な役割を果たす機関です。少子高齢化の進行に伴い多様化・複雑化する地域の課題に迅速かつ的確に対応できるよう機能強化を図ります。

取り組みの内容

① 適切に事業を実施するための体制整備

少子高齢化の進行により、地域包括ケアシステムの深化・推進が喫緊の課題となっており、地域包括支援センターは、地域の包括ケアを支える中核機関として多分野に渡る専門知識や技術を必要とするとともに、より積極的な地域への関わりが求められており、業務量も増加してきている状況にあります。

今後、地域包括支援センターがその役割を十分に果たすために、人員体制の強化等を図るとともに、適切な事業実施に向け体制整備に係る課題等を共有し、連携した取り組みを進めます。

② 地域包括支援センターへの活動支援

○ 地域包括支援センター運営方針の策定

市とセンターが協働し、取り組みの方向性や内容を検討し、運営方針を策定することにより、当該方針に対するセンターの理解を深め、より効果的な運営を図ります。

取り組みの内容

- PDCA の充実による効果的なセンター運営体制への支援
日常生活圏域の状況や、それぞれのセンターに求められる役割を十分踏まえた具体的なセンターの活動計画策定やその活動評価を行う際の助言等の支援を行います。
- センター活動への支援
市の保健師や社会福祉士が、各センターとの連携を深め困難事例の対応や各事業の実施等への助言、協力等の支援を行います。
- 定期的な会議の実施
市と地域包括支援センターの定期的な会議の開催や、地域包括支援センター連絡協議会が主催する会議や職能部会への参加により、センター活動に必要な情報の提供や、業務に関する協議を行い、連携の強化を図ります。
- 地域包括支援センターの周知
地域包括支援センターが地域の身近な相談先としての役割を推進するために、引き続き、地域住民への周知等による認知度の向上に努めます。

③ 地域包括支援センターの適切、公正かつ中立な運営の確保

地域包括支援センターの適切、公正かつ中立な運営の確保を図るために地域包括支援センター運営協議会を設置し、センターの事業内容や事業実績、運営体制を総合的に評価します。事業評価を実施することにより、センターが圏域ごとに重点的に取り組むべき業務を明示し、センターの機能の強化を図ります。

基本施策 1	個別施策(2) 地域包括支援センターにおける効果的な事業の実施	
	※	地域包括支援センター運営事業体系
	①	地域包括支援センターにおける効果的な事業の実施

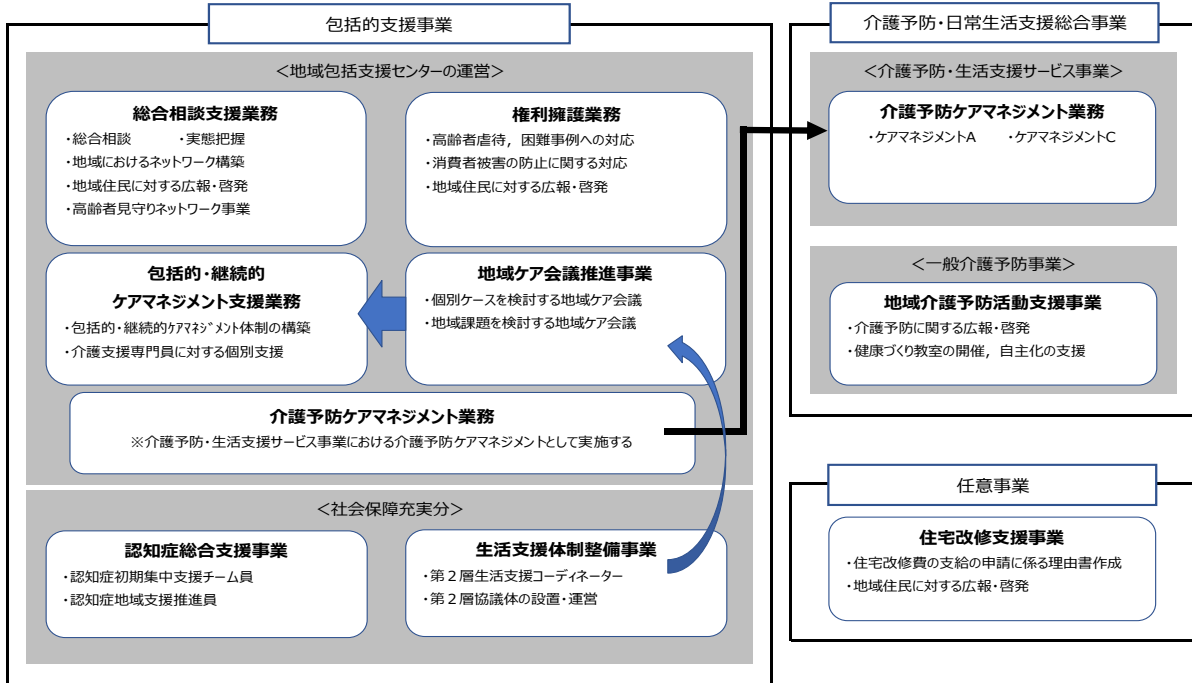
本市では、地域包括支援センターを民間法人へ委託し、日常生活圏域ごとに1か所ずつ、計10か所と、東部圏域にブランチ1か所を設置しています。地域包括支援センターでは総合的な相談対応や、地域と密着した介護予防事業等、さまざまな活動を行っています。

少子高齢化が進む中、このような活動を一層推進する必要があることから、地域包括支援センターにおける効果的な事業の実施にむけて連携して取り組んでいきます。

取り組みの内容

※ 地域包括支援センター運営事業体系

地域包括支援センターは、高齢者の総合相談窓口として、以下の事業を行います。



○ 重点課題

地域で生活する人々が高齢者を見守るとともに、誰かが異変に気づいたら相談できる地域づくりに向けて、以下の3点を重要課題として取り組みます。

- ・地域で高齢者を支える関係機関との連携強化
- ・地域住民に対する認知症の正しい理解と地域の見守りについての普及・啓発の強化
- ・住民主体の活動の場の拡充による地域づくり

① 地域包括支援センターにおける効果的な事業の実施

地域包括支援センターにおける事業実施に際して、以下の点に留意し、より効果的に行います。

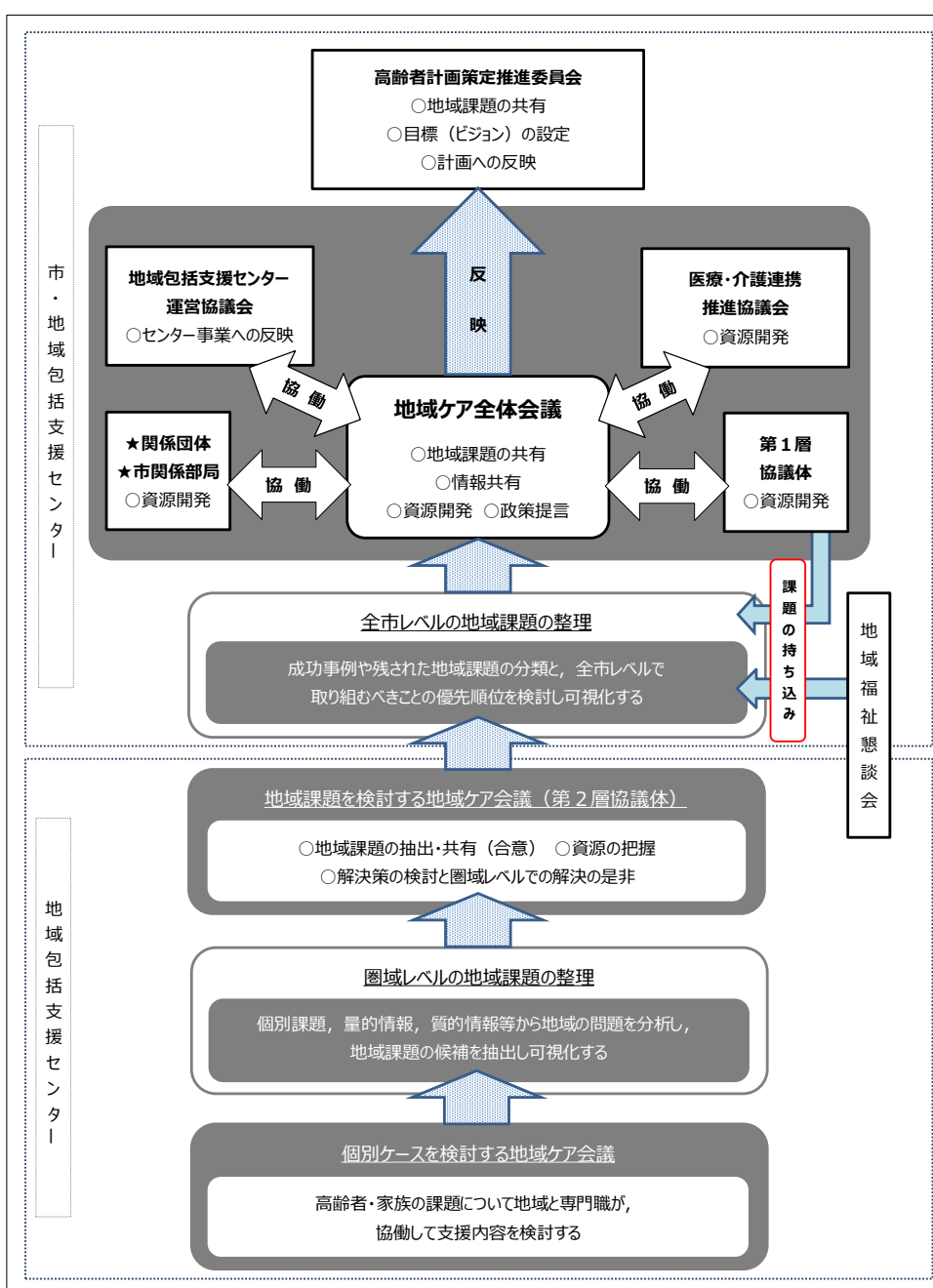
- 事業実施に際しては、担当する日常生活圏域の状況や、それぞれのセンターに求められる役割を十分踏まえた具体的なセンターの活動計画に基づき、事業の評価を行い、PDCA サイクルによる効果的な事業の推進を図ります。
- 在宅医療・介護連携に係る施策、認知症施策、生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進等と連携し、一体性のある地域づくりに取り組みます。
- 福祉ニーズの多様化・複雑化を踏まえ、多分野に渡る複合的な課題を抱える高齢者やその家族等にも包括的な支援が行えるよう、多様な関係機関と連携を図ります。
- より多くのニーズに対応できるよう、開所時間外も電話等により相談対応可能な体制を継続して確保します。

基本施策 1	個別施策(3) 地域ケア会議の推進	
	※	地域ケア会議体系
	①	地域ケア会議の開催
	②	地域ケア会議体系の構築

地域ケア会議を開催し、地域住民、民生児童委員や町会等の地域の支援者・団体や専門的視点を有する多職種を交え、高齢者個人に対する支援の充実とそれを支える社会基盤の整備を図ります。

取り組みの内容

※ 地域ケア会議体系



取り組みの内容

① 地域ケア会議の開催

地域包括支援センターは、担当する日常生活圏域において、地域住民および民生児童委員や町会等の地域の支援者、介護支援専門員等の専門職など多職種と連携・協働し、「個別ケースを検討する地域ケア会議」および「地域課題を検討する地域ケア会議」を開催し、個別ケースの支援を通じ、地域課題の把握を行うとともに、地域支援ネットワークを形成し、高齢者の自立支援に必要な社会資源の開発を推進します。

市は日常生活圏域から抽出された地域課題を踏まえ、地域包括支援センター、関係機関や関連する会議体等と連携・協働し、「地域ケア全体会議」を開催し、『共に支え合うまち函館をめざして』をテーマに、「困った時に頼める人がいる」、「誰かの役に立っている」という市民が増えるよう、地域住民、関係機関、行政の総合力による地域づくりを行います。

地域ケア会議や地域ケア全体会議の開催を通じて、多様な職種や機関が連携協働し、地域包括支援ネットワークの構築を進めます。

② 地域ケア会議体系の構築

既存の会議体、協議の場、連携のありかたを再構築しながら、自立支援型ケアマネジメント支援機能、地域ケア会議の体系を評価、点検、修正する機能等について検討を進め、市と地域包括支援センターが協働して、地域ケア会議体系を随時見直し、地域ケア会議の推進を図ります。

基本施策 1	個別施策(4) 高齢者の日常生活支援体制の充実・強化	
	①	介護支援ボランティアポイント事業
	②	くらしのサポーター養成事業【H29 開始】
	③	生活支援体制整備事業

取り組みの内容

① 介護支援ボランティアポイント事業

住民が介護施設や高齢者の居宅、地域の通いの場等において、ボランティア活動を行った際に、その実績に応じてポイントを付与・換金できる体制を構築することにより、住民の社会参加や地域貢献をすることを奨励・支援するとともに、高齢者の介護予防の推進を図ります。

取り組みの内容

② くらしのサポーター養成事業【H29 開始】

住民が主体となって行う生活支援や介護予防の活動等に携わるボランティア(くらしのサポーター)を養成する研修を実施するほか、サポーターが円滑に活動することができるよう支援することで、地域における支え合いを推進します。

③ 生活支援体制整備事業

市全域(第1層)および日常生活圏域(第2層)単位で配置する生活支援コーディネーターならびに設置する協議体において、住民の社会参加や地域に応じた支え合いの仕組みづくり等を推進し、高齢者が安心して在宅生活を継続できる地域の実現を目指します。

ア 生活支援コーディネーター

社会参加を通じた地域の支え合いや介護予防に関する普及啓発、生活支援・介護予防サービスに関する情報の把握、地域に不足するサービスの開発等の役割を担います。

イ 協議体

生活支援コーディネーター、社会福祉協議会、地縁団体、民間事業者等、地域における多様な主体間の情報共有や地域に応じた支え合いの仕組みづくりの検討の場としての役割を担います。

基本施策 1	個別施策(5) 高齢者虐待防止の推進	
	①	高齢者虐待防止の普及・啓発
	②	高齢者虐待防止ネットワークの構築
	③	高齢者虐待事例への対応

高齢化の進行に伴う要介護(要支援)認定者の増加, 核家族化による家族介護力の低下や, 地域の支え合いの力の低下等により, 近年, 困難事例が増加しています。早期に必要な支援をすることで, 問題の深刻化を防ぐとともに, 高齢者虐待防止について普及・啓発を行い, 早期発見に努めます。

取り組みの内容

① 高齢者虐待防止の普及・啓発

- 地域住民および地域の支援者・団体への普及・啓発

地域住民および民生児童委員や町会等の地域の支援者・団体に対し, 市や地域包括支援センター等の対応窓口や高齢者の異変に気付く視点等について, 高齢者虐待防止講演会やリーフレットの配布, 地域包括支援センターによる出前講座等を行い, 普及・啓発を図ります。

- 介護保険サービス事業者等への普及・啓発

介護保険サービス事業者等に対し, 高齢者虐待防止に関する研修を実施し, 高齢者虐待の未然防止や早期発見に向けたスキルアップを図ります。

また, 新設の介護保険サービス事業所に対し, 函館市高齢者虐待支援マニュアルを用い, 発見の際の通報義務や対応の流れ, 身体拘束等について説明をし, 引き続き, 普及・啓発に努めます。

② 高齢者虐待防止ネットワークの構築

- 要援護高齢者・障がい者対策協議会の実施

要援護高齢者・障害者対策協議会を開催し, 早期発見, 見守り, サービスの介入支援, 関係機関介入支援等を図るため, 介護事業者や医療機関, 警察等さまざまな関係機関とのネットワークを構築します。

- 医療機関とのネットワーク構築

地域包括支援センターは, 医療機関へ「相談シート※」の普及を図り, 早期に相談・連絡ができる体制の構築に努めます。

※医療機関が地域包括支援センターへ連絡・相談するための様式で, 虐待が疑われる高齢者に関する情報を記載するもの。高齢者虐待の通報義務, 相談・通報については, 個人情報の漏えいにあたらぬことを明記している。

取り組みの内容

③ 高齢者虐待事例への対応

- 養護者による高齢者虐待への対応

高齢者虐待防止法，函館市高齢者虐待支援マニュアルに基づき，市の保健師，社会福祉士が中心となり，地域包括支援センターと連携し対応します。

- 養介護施設従事者等による高齢者虐待への対応

高齢者虐待防止法，函館市高齢者虐待支援マニュアルに基づき，市の保健師，社会福祉士が中心となり対応します。

基本施策 1	個別施策(6) 地域における見守り活動の推進	
	①	地域の見守り活動の普及・啓発
	②	高齢者見守りネットワーク事業

近年，高齢化の進行に伴う要介護(要支援)認定者の増加や，核家族化により高齢者のみ世帯が増加し，見守りが必要な高齢者が増えています。高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう，高齢者の見守り体制を構築するとともに，支援が必要な高齢者を早期に把握し，適切な支援に努めます。

取り組みの内容

① 地域の見守り活動の普及・啓発

地域住民が共に支え合う地域の基盤づくりに向けて，地域包括支援センターと連携を深め，リーフレットの配布，出前講座等により，地域での見守りの重要性の普及・啓発に努めます。

② 高齢者見守りネットワーク事業

ア 単身高齢者の実態把握

地域包括支援センターが，介護保険サービス等を利用していない75歳以上の単身高齢者宅を訪問し，対象者の心身の状況等について，実態把握を行います。実態把握の結果，必要に応じ個別の支援を行います。

イ 地域見守り活動協定事業者等との連携

民間事業者等が業務中に支援や保護を求められた場合，または訪問先などで異変等を発見したときには，市に相談・通報し，高齢者を支える力となってもらえるよう，市内の民間事業者等と，地域見守り活動に関する協定を締結し，協力体制の構築を図ります。

また，相談・通報がしやすくなるよう，意見交換等を実施し，連携を強化します。

基本施策 1	個別施策(7) 介護に取り組む家族等への支援の充実	
	①	家族介護者交流事業
	②	男性介護者交流事業【H29 開始】
	③	介護マーク配付事業
	④	家族介護支援員の配置
	⑤	家族介護慰労事業
	⑥	家族介護用品給付事業
⑦	認知症サポーター養成事業	

取り組みの内容

① 家族介護者交流事業

高齢者等を介護している家族を介護から一時的に解放し、介護者相互の交流を行うことで、家族介護者の心身の元気回復(リフレッシュ)を図ります。

【家族介護者交流事業参加者】

項目	実績		見込み	計画		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
参加者数	39人	44人	78人	100人	100人	100人

② 男性介護者交流事業【H29 開始】

男性家族介護者ならではの悩み、不安、介護負担を男性家族介護者相互の交流を通じ精神的な不安の解消を図ります。

【男性介護者交流事業実施状況】

項目	実績		見込み	計画		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
開催回数	-	-	2回	4回	6回	6回

③ 介護マーク配付事業

認知症の方の介護は、他の人から見て介護していることがわかりにくいいため、介護者が偏見や誤解を受けることがないように、介護者であることを周囲に知らせる介護マークを作成し、周知および配布することにより、介護者を温かく見守り支え合う地域づくりを推進します。

④ 家族介護支援員の配置

高齢者や認知症の方を在宅で介護している家族の介護負担を軽減するために、家族介護支援として保健師等の専門職を配置し、家族の悩みや心配に対する相談に応じるなど、地域のなかで安心して生活できるよう支援体制の強化を図ります。

取り組みの内容

⑤ 家族介護慰労事業

寝たきりや認知症の高齢者を介護サービスを利用せずに在宅で介護している家族に対し、介護家族の身体的、精神的および経済的な負担を軽減するため、慰労金を支給します。

【家族介護慰労事業実施状況】

項目	実績		見込み	計画		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
支給件数	6件	2件	5件	5件	5件	5件

⑥ 家族介護用品給付事業

寝たきりや認知症の高齢者を在宅で介護している家族に対し、紙おむつの購入に要する費用負担を軽減するため、利用券を交付します。

【家族介護用品給付事業実施状況】

項目	実績		見込み	計画		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
給付認定者数(延)	2,278人	1,882人	2,424人	2,408人	2,545人	2,690人

⑦ 認知症サポーター養成事業 【別途再掲 施策 I -3-(2)-① P21】

認知症に関する正しい知識を持ち、地域や職場において、認知症の方や家族を支援する認知症サポーターを引き続き養成します。

基本施策 1	個別施策(8) 高齢者在宅福祉サービスの充実	
	①	高齢者生活援助員派遣事業
	②	高齢者等在宅生活支援事業
	③	ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム事業
	④	ショートステイ事業
	⑤	シルバーハウジング生活援助員派遣事業
	⑥	在宅福祉ふれあいサービス事業
	⑦	「食」の自立支援事業
⑧	安心ボトル(救急医療情報キット)配付事業	

取り組みの内容

① 高齢者生活援助員派遣事業

ひとり暮らしの高齢者等で、身体機能の低下により、住まいの維持が困難な方を対象に、生活援助員を派遣し、家周りの手入れ等の介護保険制度で対応できない部分を補う軽易な生活援助サービスを行い、在宅で自立した生活を送ることができるよう支援します。

【高齢者生活援助員派遣の状況】

項目	実績		見込み
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用者数(延)	54 人	46 人	83 人

② 高齢者等在宅生活支援事業

ひとり暮らしの高齢者等に対する生活支援サービスを提供し、自立と生活の質の確保およびその家族の身体的・精神的な負担の軽減を図るとともに、ひとり暮らしの高齢者等の保健福祉の向上を支援します。

ア 寝具乾燥サービス

寝具の衛生管理が困難な方を対象に、寝具の乾燥を行います。

【寝具乾燥サービスの実施状況】

項目	実績		見込み
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用者数(延)	61 人	67 人	89 人

取り組みの内容

イ 東部地区外出支援サービス

車いすの利用などで一般の交通機関を利用することが困難な東部地区居住の方を対象に、移送用車両で利用者の居宅と医療機関等との間の送迎を行います。

【東部地区外出支援サービスの実施状況】

項目	実績		見込み
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用者数(延)	3,762 人	3,796 人	3,924 人

ウ 除排雪サービス

除排雪を行うことが困難で家族等の支援を受けられない方を対象に、生活通路の確保のため、除排雪や屋根の雪下ろしを行います。

【除排雪サービス利用者数】

項目	実績		見込み
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用者数(延)	1,283 人	765 人	1,139 人

③ ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム事業

ひとり暮らしの高齢者等で、身体が虚弱なため緊急事態に機敏に行動することが困難な方や突発的に生命に危険な症状が発生する持病を抱えている方などを対象に、火災や急病、その他の事故等の緊急時に消防本部へ通報ができるほか、健康などの相談に対応できる装置を貸与します。

【緊急通報システムの設置状況】

項目	実績		見込み
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
新規設置台数	211 台	161 台	208 台
年度末設置総数	1,894 台	1,721 台	1,638 台

取り組みの内容

④ ショートステイ事業

在宅での自立した日常生活を営むことに支障がある高齢者で、介護者がいないまたは介護している方の疾病などにより、介護を受けることができない方や介護保険サービスの利用限度を超えて一時的な入所が必要と認められる方などに、一時的に短期入所生活施設等に入所させ、生活指導のサービス等を行い、高齢者の福祉向上と家族の負担軽減を図ります。

【ショートステイの実施状況】

項目	実績		見込み
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用日数(延)	447 日	419 日	524 日

⑤ シルバーハウジング生活援助員派遣事業

高齢者の特性に配慮したバリアフリーの市営花園団地内のシルバーハウジングに生活援助員を配置し、居住者に対する生活指導・相談、安否確認、緊急時の対応等のサービスを提供します。

⑥ 在宅福祉ふれあいサービス事業

社会福祉協議会が実施主体となり、町会単位で設置している在宅福祉委員会において、ひとり暮らしの高齢者等を対象に、訪問安否確認や家事援助、給食、訪問理美容のサービスを提供するほか、ボランティア団体への活動支援、健康・生きがいづくりなどに関する各種事業を実施します。

【在宅福祉ふれあいサービス事業の実施状況】

項目	実績		見込み
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
在宅福祉委員会数	125 委員会	124 委員会	130 委員会
協力員数	2,045 人	2,026 人	2,092 人
対象世帯数	5,700 世帯	5,624 世帯	5,815 世帯

取り組みの内容

⑦ 「食」の自立支援事業

地域の事業者が実施している配食サービスを活用し、在宅のひとり暮らしの高齢者等で、調理が困難な世帯に、定期的に食事を提供するとともに、利用者の安否確認を行い、高齢者等の地域における自立した生活を支援します。

【「食」の自立支援の実施状況】

項目	実績		見込み	計画		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
利用件数(延)	25,783 件	20,567 件	20,058 件	20,058 件	20,058 件	20,058 件

⑧ 安心ボトル(救急医療情報キット)配付事業

ひとり暮らしの高齢者等を対象に、かかりつけ医療機関や持病などを記載した情報用紙等を保管する安心ボトル(救急医療情報キット)を無料で配付し、緊急の際の迅速で適切な救急活動の役立て、高齢者の日常生活の安心と安全が図られるよう、事業の周知を図り、利用の促進を図ります。

【安心ボトルの配付状況】

項目	実績		見込み
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
配付数	215 本	225 本	240 本

**基本施策
1**

個別施策(9) 福祉コミュニティエリアの整備

福祉コミュニティエリアは、東央部第1圏域に位置する日吉4丁目の市営住宅団地跡地に、子どもからお年寄りまで、障がいの有無に関わらず、安全で安心して快適に暮らし続けられる住まいをはじめ、在宅の高齢者や障がい者などを支援する各種サービスを提供する事業所のほか、在宅での生活が困難な者のための施設などを整備するとともに、ふれあいや生きがいをもって共に支え合う地域コミュニティを形成することで、地域福祉を実践し、地域包括ケアシステムを構築するモデル的なエリアとしての整備を進めます。

取り組みの内容

【福祉コミュニティエリアにおける主な事業】

- ・住宅(戸建て住宅, 集合住宅, サービス付き高齢者向け住宅など)
- ・多世代交流施設
- ・メディカルモール(在宅療養支援診療所など)
- ・広域型特別養護老人ホーム
- ・地域密着型特別養護老人ホーム
- ・認知症高齢者グループホーム
- ・地域密着型特定施設
- ・看護小規模多機能型居宅介護の介護施設
- ・院内保育所, 託児所
- ・総合相談窓口
- ・就労支援サービス
- ・生活支援サービス
- ・コミュニティ・カフェレストラン
- ・介護予防, 健康増進事業など
- ・生活利便施設(スーパーマーケット, コンビニエンスストアなど)
- ・道路, 公園, 広場, 共同駐車場など

6施設 223床

3 基本施策2 在宅医療・介護連携の推進

施策の目標 ・切れ目のない在宅医療・介護の提供体制構築に向けた取組を推進します。

個別施策

- (1) 在宅医療・介護連携課題の抽出と対応策の検討
- (2) 医療・介護連携支援センターの機能の充実

高齢者は加齢に伴い、疾病にかかりやすい、要介護の発生率が高い、認知症の発生率が高いなどの特徴があり、医療と介護のニーズを併せ持つ高齢者が増加しています。

こうした高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、入退院支援、日常の療養支援、急変時の対応、看取り等、様々な局面で包括的かつ継続的な在宅医療と介護を提供するため、医師会をはじめ関係団体と緊密に連携しながら、切れ目のない在宅医療・介護サービスの提供体制の構築に向けた各種取組を推進します。

〔 成果指標 〕

	指標	現状値(年度)	目標値
指標5	多職種連携研修 参加機関数	361 機関 (H28)	H32>H28

<主な取組>

基本施策 2	個別施策(1) 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討	
	①	函館市医療・介護連携支援センター運営委員会の設置
	②	関係市町との連携

取り組みの内容

① 函館市医療・介護連携支援センター運営委員会の設置

医療・介護連携支援センターの活動評価と運営の充実を図るため、医療・介護の関係者で構成する函館市医療・介護連携支援センター運営委員会を設置し、切れ目のない在宅医療・介護の提供体制の構築に向けて必要な仕組みを協議します。

② 関係市町との連携

行政区域を越えて在宅医療・介護サービスを利用する者がいる実態を踏まえ、入退院支援のルール、医療・介護連携のための情報共有ツール、急変時対応の仕組みなど、市において定めた仕組みやルールの広域的な利用などについて、北海道や関係市町と協議します。

基本施策 2	個別施策(2) 医療・介護連携支援センターの機能の充実	
	①	地域の医療・介護の資源の把握
	②	医療・介護関係者の情報共有の支援
	③	在宅医療・介護連携に関する相談支援
	④	地域住民への普及啓発
	⑤	医療・介護関係者の研修
	⑥	切れ目のない在宅医療・介護の提供体制の構築

取り組みの内容

① 地域の医療・介護の資源の把握

在宅療養を支える地域の医療機関や介護サービス事業所の情報を引き続き把握し、医療・介護連携支援センターのホームページ上の「在宅医療・介護連携マップ」により公表し、市民および医療・介護関係者へ活用を周知します。

② 医療・介護関係者の情報共有の支援

患者・利用者の在宅療養生活における状態の変化等に応じて、医療・介護関係者間で速やかに情報共有できるよう作成したツールである「はこだて医療・介護連携サマリー」の運用およびその検証を行うとともに、ICTの活用による情報共有に向けた調査研究を進めます。

③ 在宅医療・介護連携に関する相談支援

医療・介護連携支援センターに看護師や社会福祉士の資格と介護支援専門員の資格を併せ持つ専門の相談員を配置し、市民や地域の医療・介護関係者からの相談対応、必要な情報提供のほか、関係者が円滑に連携するための調整・支援を積極的に行います。

④ 地域住民への普及啓発

地域住民が在宅医療や介護について理解し、在宅での療養が必要になったときに必要なサービスを適切に選択できるよう、医療と介護の連携に関する各種の情報を、高齢者大学などの高齢者が集まるさまざまな場を活用して市民へ提供し、普及啓発に取り組みます。

⑤ 医療・介護関係者の研修

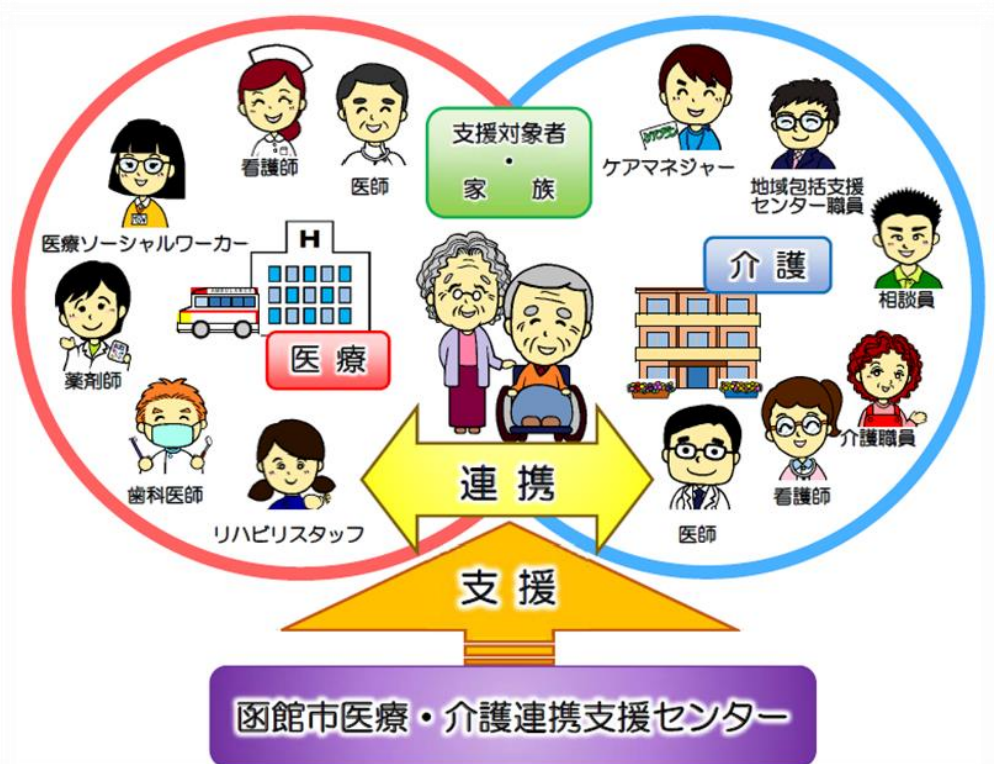
在宅医療や介護に関わる多様な職種間の相互理解を深め、専門的な知識の普及や資質の向上が図られるようさまざまな研修会を企画・開催します。

また、市内の各関係機関が開催する研修情報等を一元化し、医療・介護連携支援センターのホームページ上で公表することにより、関係多職種が相互に学ぶことができる機会を情報提供します。

取り組みの内容

⑥ 切れ目のない在宅医療・介護の提供体制の構築

患者・利用者の入退院時における医療・介護関係者間の連携のための標準的なルールとして作成した「はこだて入退院支援連携ガイド」の周知および運用状況の検証を行うほか、医療・介護連携における「急変時の対応」、「看取り」の局面における市内の各関係機関の好取組事例の調査研究とそのノウハウの拡大などに取り組みます。



4 基本施策 3 認知症高齢者等支援の充実

施策の目標 ・認知症高齢者等と家族を支える地域づくりに取り組みます。

個別施策

- (1) 知識の普及と理解の促進
- (2) 認知症高齢者等と家族の支援体制の強化
- (3) 医療・介護・地域連携による適時・適切な予防・支援の推進
- (4) 成年後見制度の利用促進

〔 成果指標 〕

	指標	現状値(年度)	目標値
指標6	認知症地域支援推進員の人数	3人 (H28末)	13人 (H32末)

<主な取組>

基本施策 3	個別施策(1) 知識の普及と理解の促進	
	①	認知症ケアパスの普及
	②	認知症ガイドの配布
	③	軽度認知障害スクリーニングテストの実施 【H28 開始】
	④	若年性認知症への理解の促進

取り組みの内容

① 認知症ケアパスの普及

認知症の方やその家族が認知症と疑われる症状が発生した場合に、いつ、どこで、どのような支援を受ければよいか理解できるよう、状態に応じた適切な医療や介護サービスなどの提供の流れを示す認知症ケアパスを作成し、その普及を図ります。

② 認知症ガイドの配布

認知症に早く気づき、症状を理解して適切に対応することができるよう、認知症ガイドを作成し、配布します。

③ 軽度認知障害スクリーニングテストの実施 【H28 開始】

認知症の予備軍とも呼ばれる軽度認知障害(MCI)の疑いがある高齢者等を早期に見出し、介護予防につなげるとともに、認知症の正しい知識の普及啓発、早期診断の契機とすることを目的にスクリーニングテストを実施します。

取り組みの内容

④ 若年性認知症への理解の促進

北海道とも連携し、若年性認知症への理解の促進を図るとともに、若年性認知症の方やその家族がその状態に応じた適切な支援を受けることができるための取組について具体的な検討を進めます。

基本施策 3	個別施策(2) 認知症高齢者等と家族の支援体制の強化	
	①	認知症サポーター養成事業【再掲】
	②	認知症カフェの地域展開(通いの場の創出)
	③	認知症地域支援推進員の配置
	④	認知症関係団体支援事業

取り組みの内容

① 認知症サポーター養成事業【再掲 施策 I-1-(7)-⑦】

認知症に関する正しい知識を持ち、地域や職場において、認知症の方や家族を支援する認知症サポーターを引き続き養成します。

【認知症サポーター養成講座の実施状況】

項目	実績		見込み	計画		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実施回数	52回	55回	58回	60回	60回	60回
受講者数(延)	1,635人	1,736人	1,500人	1,500人	1,500人	1,500人

② 認知症カフェの地域展開(通いの場の創出)

認知症の高齢者等や家族、地域住民、専門職等が集い、認知症の高齢者等を支えるつながりを支援するとともに、認知症の方の家族負担の軽減に資することを目的とした認知症カフェを、地域の身近な場所で実施します。

③ 認知症地域支援推進員の配置

医療機関や介護サービス事業所および地域の支援機関との連携を図るための支援や、認知症の方やその家族を支援する相談業務や事業などを行う認知症地域支援推進員を拡充して配置し、支援体制の強化を図ります。

④ 認知症関係団体支援事業

地域において自主的に認知症を予防する活動に取り組んでいるグループや認知症高齢者やその家族等への相談・支援活動を行っている団体の支援をします。

基本施策 3	個別施策(3) 医療・介護・地域連携による適時・適切な予防・支援の推進	
	①	認知症相談の実施
	②	認知症初期集中支援チームの配置 【新規】
	③	函館地区高齢者のための SOS ネットワークシステム

取り組みの内容

① 認知症相談の実施

市役所、地域包括支援センターをはじめとして、社会福祉協議会や認知症の人を支援する会、認知症疾患医療センターにおいて電話、来所などによる相談に随時対応するなど、相談体制の充実を図ります。

② 認知症初期集中支援チームの配置 【新規】

認知症になっても、本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けることを目的として、認知症の方(疑いを含む)やその家族に対し、訪問、観察、評価、家族支援などの初期の支援を包括的・集中的に行い、必要な医療・介護等のサービスにつなげ、自立生活の支援を行うための認知症の専門医や医療・介護の専門職からなる認知症初期集中支援チームを設置します。

③ 函館地区高齢者のための SOS ネットワークシステム

徘徊などにより、行方不明となった認知症高齢者等を北海道や警察署、周辺自治体等との連携、ならびに本市のANSINメールによる市民への情報配信、捜索への協力の呼びかけにより速やかな保護に努めます。

【行方不明者の保護状況】

項目	実績		見込み
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
保護人数(延)	8 人	27 人	60 人

基本施策 3	個別施策(4) 成年後見制度の利用促進	
	①	成年後見センターの設置・運営
	②	市民後見人の養成
	③	成年後見制度利用支援事業

取り組みの内容

① 成年後見センターの設置・運営

成年後見センターは、成年後見制度に係るワンストップサービス機関として設置しており、成年後見制度に関する相談・利用支援、普及啓発のほか、市民後見人の育成・指導・活動支援・受任調整、関係機関との連携などを行い、制度の利用促進を図ります。

② 市民後見人の養成

成年後見制度利用者の増加に伴い、親族以外の第三者後見人等に対するニーズが高まっていることから、弁護士などの専門職以外の第三者後見人として新たな市民後見人の養成を検討します。

③ 成年後見制度利用支援事業

判断能力が不十分で、成年後見制度の利用が有効と認められる認知症高齢者等が、身寄りがいない等の場合に、家庭裁判所への申立てを本人・親族に代わって市長が行うほか、制度の利用に係る費用負担が困難な方への費用の助成を行います。

第2節 基本方針Ⅱ 自立した生活を送ることができる環境の整備

1 施策の方向性

高齢者がそれぞれの健康状態を維持し、今後も自立した生活を営むことができるように、自らが介護予防や健康づくりに取り組むとともに、地域のつながりを維持し、生きがいをもって自分らしい生活を送ることができるような環境づくりが重要になっています。

このようなことから、高齢者一人ひとりが、身近な地域で心身や生活の状況に合わせた介護予防や健康づくりに取り組むことができるよう、多様な機会・場所を設けるとともに、関係機関との連携を深めながら、住民主体の介護予防事業の支援を行っていきます。

また、高齢者が人と関わり、持てる力を発揮し、喜びと張り合いのある健康的な生活習慣を維持し、いつまでも安心して暮らすことができるよう、活動の場・機会を提供し、高齢者の主体的な社会参加を促進します。

2 基本施策4 介護予防・健康づくりによる自立の推進

施策の目標 ・高齢者が主体的に身近な場所で介護予防，健康づくりに取り組む環境を整え，自立を支援します。

個別施策

- (1) 介護予防事業の普及・啓発
- (2) 地域の主体的な介護予防事業の支援
- (3) 地域リハビリテーションの推進
- (4) 高齢期の健康づくり・疾病予防の推進

〔 成果指標 〕

指標		現状値(年度)	目標値
指標7	介護予防事業の参加者数	7,487人(延) (H28)	H32>H28
指標8	新規の要介護2以下の認定者割合(高齢者数比)	2.9% (H28)	H32<H28

< 主な取組 >

基本施策 4	個別施策(1) 介護予防事業の普及・啓発	
	①	介護予防の普及啓発
	②	介護予防教室
	③	介護予防体操の普及

取り組みの内容

① 介護予防の普及啓発

高齢者の運動・生活機能の維持・向上につながる介護予防に関する知識の普及啓発のために、地域の要望に応じた介護予防教育・健康相談等を実施します。

また、関係機関や団体、研究機関、介護予防に取り組む事業者と連携し、講演会や様々な機会を通じて最新の介護予防研究情報等を広く市民に提供します。

【健康教育に関する教室等の開催回数と参加者数】 ※平成28年度以降は下記③を含む

項目	実績		見込み	計画		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
開催回数	86回	106回	60回	60回	60回	60回
参加者数(延)	1,542人	2,128人	2,000人	2,000人	2,000人	2,000人

② 介護予防教室

高齢者が自立した生活をするができるように、介護予防教室の効果的なあり方を研究しながら、継続して実施します。

【介護予防教室の開催回数と参加者数】

項目	実績		見込み	計画		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
開催回数	128回	488回	518回	518回	518回	518回
参加者数(延)	2,591人	7,487人	12,240人	12,240人	12,240人	12,240人

③ 介護予防体操の普及

高齢者自らが自宅や地域の集まりの場でも、楽しみながら気軽に介護予防に取り組めるご当地体操として制作した「はこだて賛歌de若返り体操」の普及に努め、その体操を指導する体操アドバイザーの派遣を行います。

【体操アドバイザー派遣回数と受講者数】

項目	実績		見込み	計画		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
派遣回数	—	32回	25回	25回	25回	25回
受講者数(延)	—	852人	1,000人	1,000人	1,000人	1,000人

基本施策 4	個別施策(2) 地域の主体的な介護予防事業の支援	
	①	地域住民グループの支援
	②	介護予防体操リーダーの養成 【H28 開始】
	③	地域型介護予防体操教室 【H29 開始】
	④	通いの場の運営支援 【新規】
	⑤	介護支援ボランティアポイント事業 【再掲】
	⑥	くらしのサポーター養成事業 【再掲】

取り組みの内容

① 地域住民グループの支援

地域において介護予防に主体的に取り組んでいる自主住民グループが、効果的に介護予防活動を行えるよう、助言・指導を行うとともに、介護予防体操リーダーやボランティアの紹介・派遣など必要な支援を行います。

② 介護予防体操リーダーの養成 【H28 開始】

簡単で気軽に楽しめる「はこだて賛歌de若返り体操」などの介護予防体操の指導や地域での介護予防活動の運営に参画が期待できる介護予防体操リーダーを養成し、地域における介護予防の取り組みを推進します。

③ 地域型介護予防体操教室 【H29 開始】

地域の身近な場所で、身体機能に応じたコース別プログラムの介護予防体操教室を実施するほか、介護予防体操の実践と、レクリエーション等を通じた参加者同士、高齢者の支援に関わる方との交流などを地域ボランティアと連携して行います。

④ 通いの場の運営支援 【新規】

高齢者等を対象とした体操とレクリエーション等を継続的に行う、住民主体の通いの場に要する費用を補助することにより、地域における介護予防活動の拡大と高齢者の社会参加の促進を図ります。

⑤ 介護支援ボランティアポイント事業 【再掲 施策Ⅰ-1-(4)-① P6】

住民が介護施設や高齢者の居宅、地域の通いの場等において、ボランティア活動を行った際に、その実績に応じてポイントを付与・換金できる体制を構築することにより、高齢者の社会参加や地域貢献をすることを奨励・支援するとともに、高齢者の介護予防の推進を図ります。

取り組みの内容

⑥ くらしのサポーター養成事業 【再掲 施策Ⅰ-1-(4)-② P6】

住民が主体となって行う生活支援や介護予防の活動等に携わるボランティア(くらしのサポーター)を養成する研修を実施するほか、サポーターが円滑に活動することができるよう支援することで、地域における支え合いを推進します。

【くらしのサポーター養成事業実施状況】

項目	実績		見込み	計画		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実施回数	—	2回	3回	3回	3回	3回
修了者	—	63人	99人	120人	120人	120人

基本施策 4	個別施策(3) 地域リハビリテーションの推進	
	①	地域リハビリテーション活動支援事業 【新規】

取り組みの内容

① 地域リハビリテーション活動支援事業 【新規】

リハビリテーションの専門職(理学療法士, 作業療法士, 言語聴覚士)が高齢者の有する能力を評価し, 改善の可能性を助言するなど, 地域の介護予防・自立支援の取り組みの機能強化を図るため, 以下の事業を行います。

- ア 住民への介護予防に関する技術的助言
- イ 介護職員等(介護サービス事業所に従事する者を含む)への介護予防に関する技術的助言
- ウ 地域ケア会議やサービス担当者会議におけるケアマネジメント支援

基本施策 4	個別施策(4) 高齢期の健康づくり・疾病予防の推進	
	①	心身の健康の増進
	②	感染症の予防

取り組みの内容

① 心身の健康の増進

高齢者が健康でいきいきと豊かに暮らしていくためには、認知症や寝たきりの要介護状態になることなく、自立して生活できる期間(健康寿命)の延伸を図っていく必要があることから、市民一人ひとりのライフステージと心身の状態に応じた健康づくりを推進します。

ア 生活習慣病の予防

健康診査のほか、がん検診、骨粗しょう症検診、健康教育、健康相談等を実施し、疾患の早期発見、食事や運動などの生活習慣の改善に関する保健指導、健康管理に関する正しい知識の普及を図ります。

○ **健康教育の実施**

成人および高齢者を対象に、生活習慣病予防や健康づくり等に関する正しい知識の普及を図るため健康教育を実施します。

○ **健康相談**

心身の健康に関する個別の相談に応じ、必要な指導および助言を行い、家庭における健康管理を支援します。

○ **訪問指導の実施**

家庭において療養するうえで保健指導が必要な者に対し、心身機能の低下の防止と健康の保持増進を図るため、保健師が訪問して本人およびその家族に対し必要な保健指導を実施します。

イ 健康づくり事業の実施

健康づくりは、市民一人ひとりが自分の健康は自分で守るという自覚と認識のもとに実践することが基本であり、市は健康づくりのための三本柱「栄養・運動・休養」のほか、禁煙、適正飲酒などの普及啓発を図り、市民の健康づくりの協力支援を行います。

取り組みの内容

○ ヘルスメイト(食生活改善推進員)の育成

地域住民に対する食育の推進や健康づくりの担い手として、食生活を通じた健康づくりのボランティア活動を行うヘルスマイト(食生活改善推進員)を育成します。

【ヘルスマイト(食生活改善推進員)の育成状況】

項目	実績		見込み
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
養成講座修了者数	7 人	15 人	20 人

○ 歯科健診の実施

口腔保健センターにおいて歯科保健事業を実施します。

【口腔保健センターの利用状況(60 歳以上)】

項目	実績		見込み
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用者数	157 人	140 人	135 人

○ 健康増進センターの運営

生活習慣病を未然に防ぎ、認知症や寝たきりにならないで生活できる健康寿命を延ばすため、市民が手軽に安心して健康づくりのための運動を実践できる健康増進センターを運営します。

【健康増進センターの利用状況(65 歳以上)】

項目	実績		見込み
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用者数	15,858 人	16,658 人	16,020 人

② 感染症の予防

高齢者の感染症の発症や重症化を予防するために、予防接種法に基づく各種の定期予防接種の費用を助成します。

【予防接種の実施状況(高齢者)】

項目	実績		見込み
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
インフルエンザ予防接種者数	43,184 人	44,529 人	44,473 人
肺炎球菌感染症予防接種者数	6,600 人	7,067 人	7,118 人

3 基本施策 5 主体的な社会参加の促進

施策の目標 ・高齢者が地域社会に主体的に参加できる環境を整えます。

個別施策
(1) 支え合い活動への参加支援
(2) 生涯学習・スポーツ活動の推進
(3) 就業機会の拡大

〔 成果指標 〕

指標		現状値(年度)	目標値
指標9	会・グループ等への参加割合	51.9% (H28)	H31 > H28

< 主な取組 >

基本施策 5	個別施策(1) 支え合い活動への参加支援	
	①	介護支援ボランティアポイント事業 【再掲】
	②	くらしのサポーター養成事業 【再掲】
	③	生活支援体制整備事業 【再掲】

取り組みの内容

① 介護支援ボランティアポイント事業 【再掲 施策Ⅰ-1-(4)-① P6】

住民が介護施設や高齢者の居宅、地域の通いの場等において、ボランティア活動を行った際に、その実績に応じてポイントを付与・換金できる体制を構築することにより、住民の社会参加や地域貢献をすることを奨励・支援するとともに、高齢者の介護予防の推進を図ります。

② くらしのサポーター養成事業 【再掲 施策Ⅰ-1-(4)-② P6】

住民が主体となって行う生活支援や介護予防の活動等に携わるボランティア(くらしのサポーター)を養成する研修を実施するほか、サポーターが円滑に活動することができるよう支援することで、地域における支え合いを推進します。

取り組みの内容

③ 生活支援体制整備事業 【再掲 施策Ⅰ-1-(4)-③ P7】

市全域(第1層)および日常生活圏域(第2層)単位で配置する生活支援コーディネーターならびに設置する協議体において、住民の社会参加や地域に応じた支え合いの仕組みづくり等を推進し、高齢者が安心して在宅生活を継続できる地域の実現を目指します。

ア 生活支援コーディネーター

社会参加を通じた地域の支え合いや介護予防に関する普及啓発、生活支援・介護予防サービスに関する情報の把握、地域に不足するサービスの開発等の役割を担います。

イ 協議体

生活支援コーディネーター、社会福祉協議会、地縁団体、民間事業者等、地域における多様な主体間の情報共有や地域に応じた支え合いの仕組みづくりの検討の場としての役割を担います。

基本施策 5	個別施策(2) 生涯学習・スポーツ活動の推進	
	①	社会参加の促進
	②	生涯学習の充実・促進
	③	スポーツ活動の推進

取り組みの内容

① 社会参加の促進

高齢者が地域社会の主要な構成員であることを自覚し、自らの経験や能力を生かして活動することは、生きがいづくりの一つの手段でもあり、活力ある地域社会を築く上でも重要であることから、生きがい活動の支援に努めるとともに、交流の機会や場の整備・充実を一層促進するなど、高齢者の社会参加の拡大を図ります。

○ 老人クラブに対する支援

老人クラブでは、高齢者の地域および経験を生かし、生きがいと健康づくりのための多様な社会活動を行っており、各老人クラブに運営費補助金を交付するとともに、老人クラブに対する指導事業や高齢者の社会活動を促進するための事業を実施している老人クラブ連合会に運営費補助金を交付します。

取り組みの内容

【老人クラブの加入状況】

項目	実績		見込み
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
クラブ数	116	114	113
会員数	6,577 人	6,212 人	5,879 人
60歳以上加入率	6.1%	5.8%	5.4%

○ 高齢者交通料金助成事業の実施

70歳以上の高齢者を対象に、市電・函館バス共通の専用乗車カードを半額で購入できる高齢者交通料金助成券を交付していますが、平成30年度からはICカードシステムに対応した新たな交通料金助成事業を実施します。

【高齢者交通料金助成券の交付状況】

項目	実績		見込み
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
交付人数	36,665 人	37,251 人	38,229 人

○ 老人福祉センター

老人福祉センターは、地域の高齢者が集い、交流を深め教養の向上を図るとともに健康などの相談に応じる施設として市内4か所設置しており、高齢者の閉じこもりの防止、生きがいづくりや地域におけるふれあいの場として活用されていますが、美原老人福祉センターは老朽化が進んでいることから、平成32年度に亀田地区総合施設内への移転を予定しています。

【老人福祉センターの利用者数】

項目	実績		見込み
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
湯川老人福祉センター	68,661 人	66,935 人	65,600 人
谷地頭老人福祉センター	86,072 人	86,077 人	87,000 人
美原老人福祉センター	54,729 人	50,954 人	49,500 人
総合福祉センター内老人福祉センター	56,970 人	53,469 人	52,100 人

取り組みの内容

○ ふらっとDaimon(高齢者等交流スペース)

函館駅前地区に高齢者などの交流や憩いの場の提供、福祉ボランティア活動の支援、福祉ショップや高齢者への生涯学習の場を設けることで、誰もが気軽に訪れることができ、居心地の良い空間を提供することにより、地域福祉を推進するとともに、中心市街地の賑わいを創出します。

【ふらっとDaimonの利用者数】

項目	実績		見込み
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
一般利用	—	11,328 人	31,002 人
各種講座	—	1,399 人	8,378 人
高齢者大学	—	2,152 人	7,682 人
イベント等	—	1,565 人	3,136 人
合計	—	16,444 人	50,198 人

② 生涯学習の充実・促進

高齢者を含めた全ての人々が、生涯にわたって学習活動を行うことができるよう、多様な学習機会の提供に努めます。

○ 地域における学習環境の整備

図書館や公民館、小中学校等において、各種講座・教室の開催などを始めとする学習事業を行います。

○ まなびっと広場の実施

学習活動を単位認定するシステムである「まなびっと広場」を実施します。

取り組みの内容

○ 高齢者対象大学等の開講

高齢者が楽しみながら知識や教養を身につけ、仲間づくりを通して生きがいのある生活を実現し、豊富な社会経験・人生経験を地域社会に生かすための学習の場を提供します。

【高齢者対象大学等の受講者数】

項目		実績		見込み
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
函館市 高齢者大学	青柳校	250 人	248 人	224 人
	湯川校	254 人	250 人	251 人
	大門校	—	125 人	232 人
函館市亀田老人大学		350 人	310 人	305 人
戸井地区ふれあい学園(延)		232 人	171 人	170 人
恵山ふれあいきいき大学(延)		296 人	183 人	210 人
高齢者ふれあいきいき学級(楳法華)(延)		52 人	37 人	40 人
南茅部沿岸漁業大学高齢者専科(延)		40 人	34 人	42 人

③ **スポーツ活動の推進**

「スポーツ健康都市宣言」の理念を踏まえ、市民誰もが生涯にわたってスポーツや健康づくりに親しむことができる生涯スポーツ社会の実現をめざし、スポーツ活動の機会の提供に努めます。

○ 総合型地域スポーツクラブの育成・支援

スポーツを通じて地域住民の健康増進と交流を進める総合型地域スポーツクラブの育成・支援を行います。

○ スポーツ大会、レクリエーションの開催

世代を超えて多くの市民が参加できるスポーツ大会、レクリエーションの開催を推進します。

基本施策 5	個別施策(3) 就業機会の拡大	
	①	高齢者の雇用の確保と促進
	②	シルバー人材センターへの支援
	③	就業支援の実施等

高齢者の就業の機会を広げることは、経済的な面ばかりではなく、生きがいづくりや健康保持の面から重要であることから、高年齢者(☆)が健康で意欲と能力がある限り年齢にかかわらず働き続けることができるよう、高年齢者の雇用確保や就業機会の拡大を図ります。

取り組みの内容

① 高年齢者の雇用の確保と促進

高年齢者雇用確保措置として、65歳までの定年年齢の引き上げ、希望者全員を対象とする65歳までの継続雇用制度の導入、定年制の廃止のいずれかの実施について、市内企業への周知に努めるとともに、企業が高年齢者の経験や技術を生かすことができるよう、高年齢者の雇用を促進する奨励金や助成金などの制度についてもホームページ等で周知します。

② シルバー人材センターへの支援

高年齢者の就業機会の増大と福祉の増進を目指し、家事援助・介助サービスを始め、草刈り、塗装など幅広い分野のサービスを提供している公益社団法人函館市シルバー人材センターに対する支援を継続します。

【シルバー人材センターの事業実施状況】

項目	実績		見込み
	平成27年度	平成28年度	平成29年度
会員数	996人	919人	1,150人
就業延日人員	109,307人	102,808人	124,200人
受注件数	9,424件	8,589件	11,000件
受注額	322,775千円	294,220千円	318,000千円

③ 就業支援の実施等

就業支援施設であるジョブサロン函館において、高年齢者のスキルや経験、適性を見極め、再就職を促進するためのカウンセリングや就職セミナー等を実施します。

(☆)高年齢者:55歳以上の者(高年齢者等の雇用の安定等に関する法律)